



2017人事委員会勧告(10/13)

月例給、一時金とともに4年連続の引き上げ！ 通勤手当・住居手当改善は言及なし

【勧告】① 月例給：較差0.15%・537円（民間361,676円、県361,139円）に基づく給料表改定

若年層に重点配分（最大1,000円）し、**中高齢層は一律400円の改定**

② 一時金：較差0.03月（民間4.33月、県4.30月）に基づき**0.05月引上げ（勤勉手当に配分）**

※再任用職員：0.05月引上げ（2.25月⇒2.30月 勤勉手当に配分）

	6月期	12月期
2017年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月
勤勉手当	0.850月（支給済み）	0.90月 （現行0.85月）
2018年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.875月	0.875月

【報告】（主要事項のみ）

- ① **両立支援の推進**：国人勧で政府が行う不妊治療と仕事の両立に関する実態調査を注視していく旨の言及あり。仕事と家庭の両立支援体制の構築に向けたとりくみ継続が必要。柔軟で多様な働き方を可能とする勤務時間制度や休暇制度について、国・他県の動向等を踏まえ検討。
- ② **長時間労働の是正**：超過勤務の事前命令・事後確認による適正な勤務時間管理の徹底、働き方に係る意識改革の推進等が必要。それでもなお**恒常的に長時間勤務が解消されない場合は、業務量や業務内容に応じて、適切な人員確保などの実効力あるとりくみが必要。**
- ③ **ハラスメント対策**：ハラスメントの相談件数が増加（相談件数の約4割）。管理監督者を含む職員への意識啓発などによるハラスメントの発生防止、相談窓口の活用を促す。

岩手県人事委員会は10月13日、知事及び県議会議長に対し職員の給与等に対する勧告を行いました。月例給は今年4月に遡及して実施、一時金は今年12月勤勉手当支給時に加算して支給することを勧告しました。

4年連続のプラス改定勧告を引き出したものの、一時金支給月数は国（0.1月引上げ）を下回り、国との差が生じる結果となりました。通勤手当については、高速道路利用の手当改善や、70km以上の距離区分の新設を強く求めていましたが、今勧告・報告には一切ふれられませんでした。住居手当についても、沿岸部の家賃高騰の実態を訴え、改善を求めたものの、交渉では国の動向を注視するとの姿勢にとどまり、結果として今勧告・報告に盛り込まれませんでした。

高教組は地公共闘とともに、引き続き確定闘争において、給与改定・差額支給の年内実施、退職手当引下げ阻止、継続課題の改善に向けてとりくみます。

確定闘争に向けた課題はここ !!

◎月例給・一時金の改定は確実な実施を、勤務意欲の課題まだまだ残る

4年連続のプラス改定となるが、衆議院議員選挙もあり、国の給与法の成立時期も不透明だ。総務省は「国に先行して給与改定しないよう」指導しており、国の動向次第では、年内改定・差額支給に暗雲が立ち込める懸念がある。年内の確実な改定と差額支給を求めていく。さらに、昨年に引き続き、若年層に重点配分した結果、高齢層の改定はわずかで、現給保障対象者にはまったく恩恵がない。勤務意欲維持の方策を引き続き求めていかなければならない。

◎退職手当引下げ阻止闘争に全力を！

退職手当引下げ阻止の闘争は確定闘争期に行われる。5年前の約400万円の引下げに続く、78万円の引下げは、全世代の生涯賃金削減となるほか、地方自治体の人材確保が一層困難となる。政府主導の地方公務員への更なる賃金削減攻撃を断じて許さず、手当水準の維持を強く求める。

◎「諸手当の改善」「専門職種の待遇改善」「休暇制度の拡充」は当局交渉で前進を！

確定闘争では、諸手当の負担解消と獣医師などの専門職種の待遇改善に加え、昨年からの継続課題である交通用具利用の手当改定ルール化の具体化も重要となる。子育て支援のための休暇制度についても、当局の積極姿勢を強く求めていく。

地公共闘は、確定闘争に向けて、対県交渉のため「知事あて大型はがき」「総決起集会・県庁座り込み」を予定しています。

現在行っている、退職手当引き下げ阻止「イエローカード」のとりくみもよろしくお願いします。10月25日までに高教組本部へ送って下さい

○確定闘争のスケジュール○

- | | |
|-----------|--|
| 10月23日(月) | 人事課総括課長交渉 |
| 11月1日(水) | 人事課総括課長交渉、退職手当引き下げ阻止イエローカード提出
地公共闘総決起集会（14時～サンビル大ホール） |
| | 県庁座り込み行動（15時～県庁） |
| 11月8日(水) | 総務部長交渉 |